

様式9-1

基本情報(令和7年4月1日現在)

法人の基本情報				
法 人 名	新西宮ヨットハーバー株式会社			
所 在 地	西宮市西宮浜4丁目16番1号			
連 絡 先	電話: 0798-33-0651 FAX: 0798-33-2411	ホームページ アドレス	https://sinnisi-yh.co.jp/	
団 体 所 管 課	土木部港湾課(電話:078-362-9274)			
設 立 年 月 日	平成4年10月22日	代 表 者	代表取締役社長 (元)	種池 寛 兵庫県参事)
基 本 財 産	100,000 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	34,000 千円 (千円)	他の出資(出捐)者	積水ハウス株式会社	西宮市
比 率 (県全体比率)	34.0 % (%)	出資(出捐)額	25,000 千円	17,000 千円
比 率 (県全体比率)	34.0 % (%)	比 率	25.0 %	17.0 %
役 員 数	9 人	職 員 数	8 人	
うち常勤役員	1 人	うち常勤職員	8 人	
設 立 目 的	西宮港区内に係留されているヨット・モーター・ボート等の誘導・集約を行い、水域の適正化と船舶航行の安全な海洋レクリエーションの場を創造する。			
主 な 事 業 内 容	(1) ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の経営管理及び整備業務 (2) ヨット、モーター・ボート等小型船舶の係留・艇置、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介並びにこれら船舶用部品、付属品その他船舶関係用品の保管、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介 (3) ガソリン、灯油、潤滑油、その他小型船舶用燃料の販売			
役職員の状況				
役 員				
平 均 年 齢	56.1 歳	平均年収(千円)	8,370 千円(支給実人数 1 人)	
常 勤 役 員	1 人	非 常 勤 役 員	8 人	
うち県派遣	0 人 (0 %)	うち県派遣	3 人 (37.5 %)	
うち県OB	1 人 (100.0 %)	うち県OB	0 人 (0 %)	
職 員				
平 均 年 齡	54.8 歳	平均年収(千円)	5,953 千円(支給実人数 8 人)	
常 勤 職 員	8 人	非 常 勤 職 員	0 人	
うち県派遣	0 人 (0 %)	うち県派遣	0 人 (0 %)	
うち県OB	1 人 (12.5 %)	うち県OB	0 人 (0 %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和6年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

(団体名: 新西宮ヨットハーバー株式会社)

財務状況(単位:千円)					
区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算
総資産	2,548,701	2,331,765	2,357,009	2,394,034	2,491,695
負債総額	2,024,470	1,769,064	1,719,680	1,679,364	1,698,525
正味財産(純資産)	524,231	562,701	637,328	714,670	793,169
うち基本財産(資本金、基本金)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
その他正味財産(その他純資産)	424,231	462,701	537,328	614,670	693,169
一般正味財産※1	-	-	-	-	-
当期収入計 A	601,083	627,712	675,281	669,458	704,299
うち県からの収入額計	19,708	23,732	19,690	19,346	19,346
県支出割合(%)	3.28	3.78	2.92	2.89	2.75
当期支出計 B	576,665	589,242	600,654	592,115	625,799
当期収支差額 C(A-B)	24,418	38,470	74,627	77,343	78,500
県からの財政支出計	19,708	23,732	19,690	19,346	19,346
(対前年度比:%)	(98.9)	(120.4)	(83.0)	(98.3)	(100.0)
うち委託料	18,561	22,810	19,346	19,346	19,346
うち補助金	0	0	0	0	0
小計	18,561	22,810	19,346	19,346	19,346
県からの短期貸付金	0	0	0	0	0
その他(集約基金等)	1,147	922	344	0	0
その他の					
県からの長期貸付金残高	788,160	788,160	788,160	788,160	718,160
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支)※1					
当期経常増減額					
当期一般正味財産増減額					
当期正味財産増減額					

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載
 ○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致